

札幌市 I C T 活用工事試行要綱

令和 6 年 4 月 1 日 策定
最近改定 令和 8 年 3 月 1 1 日

(趣旨)

第 1 条 本要綱は、札幌市発注工事において I C T (情報通信技術) を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものである。

なお、運用に当たっては、別途定める「I C T 工種要領」により実施するものとする。

(I C T 活用工事)

第 2 条 I C T 活用工事とは、以下に示す各施工プロセスにおいて I C T を活用する工事をいう。

(1) 3次元起工測量

3次元測量データを取得するため、空中写真測量(無人航空機)、レーザースキャナー、その他3次元計測技術のいずれかを用いて起工測量を行う。

(2) 3次元設計データ作成

I C T 建設機械による施工や3次元出来形管理を行うため、発注図書及び3次元起工測量で得たデータを基に3次元設計データを作成。

(3) I C T 建設機械による施工

3次元データを用いて、マシンコントロール(MC)又はマシンガイダンス(MG)を搭載した建設機械(I C T 建設機械)により施工。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

空中写真測量(無人航空機)、レーザースキャナー、その他3次元計測技術のいずれかを用いて行う3次元出来形管理等の施工管理。

(5) 3次元データの納品

3次元出来形管理等の施工管理データを工事完成図書の一として納品。

(試行対象)

第 3 条 試行対象とする I C T 工種は以下のとおりとする。

- ・ 土工(I C T) ※
- ・ 土工 1000m³ 未満(I C T) ※
- ・ 作業土工(床堀)(I C T)
- ・ 地盤改良工(I C T) ※
- ・ 舗装工(I C T) ※
- ・ 舗装工(修繕工)(I C T) ※
- ・ 付帯構造物設置工(I C T)
- ・ 法面工(I C T)
- ・ 小規模土工(I C T)

※がある工種は、札幌市 I C T 活用工事要領があるもの。

(工事発注)

第4条 対象となる試行工事は、発注時に特記仕様書にて所定の要領を明記するものとし、受注者からの希望により、受発注者が協議の上で実施する「施工者希望型」方式とする。

(特記仕様書への条件明示【参考】)

第5条 特記仕様書に追記する記載例は、以下のとおりとする。

第〇〇条 ICT活用工事について

本工事は、札幌市ICT活用工事試行要綱に基づき、ICTを活用する「ICT活用工事」であり、以下に示すICT工種を対象とする。

- ・対象ICT工種〔 ICT〇〇工 〕

ICT活用工事の実施有無は、受注者が判断する「施工者希望型」である。ICT活用工事を実施する場合、下記の札幌市ホームページに掲載されている対象ICT工種の実施要領と積算要領、及び建設局要領によるものとする。

- ・[札幌市ICT活用工事ホームページ](#)

(試行実施手続)

第6条 工事契約後、監督員は、受注者とICT活用（ICT活用範囲・施工方法・積算基準・検査手法等）について「様式 実施協議書」を用いて協議を行う。受注者は、本協議に基づいた事項も含めた施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(適用基準等)

第7条 ICT活用工事の実施にあたっては、本試行要綱に定めがないものは、原則として、国土交通省が定めるICT活用工事に関する各種要領、及び技術基準類を準用する。

(工事成績評定)

第8条 受注者が本試行要綱に基づきICT活用工事を実施した場合、監督員は「請負工事成績表」の評価項目「5 創意工夫」において以下のいずれかにより評価を行う。

- (1) 第2条にある各施工プロセスの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）は1点加点。
- (2) 第2条にある各施工プロセス全ての段階でICTを活用した工事は2点加点。

(工事費の積算)

第9条 発注時における工事費の積算は、原則として、ICT活用工事によらない従来積算基準によるものとする。第6条に基づきICT活用工事を実施する場合、ICT活用工事に関わる項目について、札幌市のICT工種要領（特に定めがない事項につ

いては国のICT各工種の積算基準等に基づく)により積算を行い、設計変更を行うものとする。

(研修等の実施)

第10条 各発注部局においては、ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした研修会等の随時実施及び参加するものとする。

また、普及状況を勘案し、より実践的な内容の開催についても検討するものとする。

(施工承諾)

第11条 対象工事以外において、施工承諾によりICT活用工事を施工できるものとする。その場合、本試行要綱及び札幌市のICT工種要領(特に定めがない事項については国のICT各工種の積算基準等に基づく)により実施するものとするが、ICTの活用に必要な経費は全て受注者の負担とすることとし、第9条は適用しないものとする。

(内製化)

第12条 ICT活用工事における自社による施工いわゆる「内製化」は、建設現場の真の生産性向上を実現することが可能となる重要な取組である。ICT活用工事における内製化を行うことで、下記のメリットがある。

- (1) 外注費の削減と利益率の向上
- (2) 知見・ノウハウの社内蓄積
- (3) 施工の柔軟性とスピードアップ

(内製化による工事成績評定)

第13条 監督員は、第2条にある各施工プロセスのうち「(2)3次元設計データの作成」において、受注者の「内製化」によるICT建設機械による施工や3次元出来形管理のための3次元設計データの作成が確認できた場合には、第8条による評価に加え「請負工事成績表」における評価項目「5創意工夫 その他」欄に「ICT活用における3次元設計データ作成の内製化に取り組んだ」と記載して更に加点(+1.0点)評価する。

(内製化の確認手法)

第14条 3次元設計データ作成の内製化は、受注企業の職員が監督員に、作成した3次元設計データを操作し設計図書等を基に正しく作成したことを説明することで確認する。なお、監督員から質疑があった場合、受注企業の職員は適切に応答できる必要がある。

(その他)

第15条 ICT活用工事は本試行要綱を基本とするが、各発注部局において、現場の活用状況に応じた独自基準の策定については、本要綱の主旨に反しない限り認めるもの

とする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日以降しゅん功する工事に適用する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日以降しゅん功する工事に適用する。